

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュースNo.100

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp>《指定管理者（一社）北海道消費者協会》  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

## 消費者トラブルなんでも 110 番 (特別相談)を実施しました

北海道立消費生活センターは、札幌弁護士会と共催で、10月3日(土)に第1回目の特別相談を実施しました。特別相談は、消費生活相談員と弁護士が一緒に対応します。今回は、幅広く相談を受けられるように、テーマを「消費者トラブルなんでも 110 番」としたため、多くの相談が寄せられました。

相談件数は、電話と面談で 21 件。

相談の内容は、「注文した覚えのない青汁が何度か届き、受け取り拒否しているが、法律事務所から請求書が届いた。(契約者：70 歳代、無職)」「大手通信事業者の代理店と名乗る人が来訪し、光回線が安くなると説明され契約。2 回目の工事予定日を過ぎても連絡がなく、解約したい。(契約者：70 歳代、無職)」「新型コロナウイルスの流行による持続化給付金の申請を持ち掛けられ、個人情報を入力し、お金の受け取った。給付金詐欺だと気づいたがどうしたらよいか。(契約者：20 歳代、学生)」等、定期購入や光回線、又新型コロナウイルスに関係するものなど、世相を反映した相談も寄せられました。

この他、賃貸アパートの退去、副業サイト、屋根の修繕、フリマサイトのトラブルなど、多岐に渡る相談がありました。今後も、札幌弁護士会の協力のもと、道民の被害救済、未然防止に取り組んでいきたいと考えています。年 2 回開催予定ですので、次回の特別相談もぜひご利用ください。

平日は、通常通り相談を受け付けていますので、トラブルに遭った際はぜひご相談下さい。

[http://www.do-syouhi-c.jp/top\\_soudan.html](http://www.do-syouhi-c.jp/top_soudan.html)

「困ったな」と思ったら遠慮なくご相談下さい

北海道立消費生活センター 相談専用電話

050-7505-0999

警察相談専用電話 #9110

# 借金無料相談会の開催について

北海道では、北海道財務局とともに、道内の各司法書士会及び各弁護士会の協力を得て、道内数カ所（札幌、旭川、函館、釧路ほか）で借金無料相談会を開催しています。

借金無料相談会は、国が多重債務者相談窓口の認知度の向上や潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として平成 20 年度から毎年度実施している「多重債務者相談強化キャンペーン」（キャンペーン期間：9 月 1 日～12 月 31 日）の一環として実施するものです。

今年度の各会の実施時期や場所等について、詳しくは北海道環境生活部消費者安全課のホームページの

「北海道の多重債務者対策」

（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/tajusaimutaisaku.htm> 又は QR コード）を

参照してください。

